

株式会社福田組 調達ガイドライン

制定 2025年1月28日

1. 法令、社会規範の順守

- ・事業活動を行うにあたり、国内外の関連法令や社会規範を遵守する。
- ・従業員等からの法令違反等の不正行為に関する通報または相談には適切に対応し、不正行為等の早期発見と是正、および公益通報者の保護を図るため、内部通報規程を定め運用する。
- ・「反社会的勢力には毅然と対応し、不法・不当な要求には一切応じない。」という基本姿勢を堅持する。
- ・取引先等の情報を適正、厳重に管理するとともに、企業秘密や知的財産権について適切に管理し、侵害しない。
- ・公務員等（みなし公務員・外国公務員等を含む）とは透明で健全な関係を維持し、腐敗行為等を行わない。

2. 公平・公正な取引

- ・価格決定方法について、国土交通省の策定した「建設業法令遵守ガイドライン」に基づく適正な手順を踏むことを改めて徹底し、協力会社と対等な関係の構築と公正かつ透明な取引の実現を図る。
- ・協力会社に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行わない。
- ・企業情報の適切な情報開示に努める。

3. パートナーシップの構築

- ・サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指す。
- ・災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、協力会社に対し、テレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援を進める。

4. 人権の尊重

- ・人種、宗教、国籍、性別、年齢、性自認、性的志向、社会的身分、障がい、身体的特徴、などを理由とした不当な差別やハラスメントを禁止し、すべての人権を尊重する。
- ・障がい者が能力や特性に応じて活躍できる職場環境づくりを目指すと共に、配慮した配属や環境整備を行う。
- ・従業員に対し、適正な賃金を支払う。また、労働者の権利を尊重し、労働条件等のいかなる面でも差別を禁止する。
- ・労働基準法等労働関係法令の規定に則り、従業員の労働時間、年次有給休暇を適切に管理し、過重労働の抑制に努める。
- ・従業員の結社の自由や団体交渉権を尊重する。
- ・あらゆる形態の児童労働、強制労働を禁止する。
- ・事業活動において、先住民や地域住民の権利を尊重し、妨げることはないよう十分に配慮する。
- ・外国人・移住労働者の雇用に際して、法令等に基づき、適切な届出を行う。

5. 環境保全

- ・事業活動の全過程で、省資源・省エネルギー及びリサイクルに努め、環境負荷の低減並びに汚染の防止に努める。
- ・環境に与える負荷を軽減するため、省資源、高リサイクル、廃棄物および有害物質の低減を積極的に進めるとともに、環境保全技術の開発と実用化を目指す。
- ・生物多様性の保全に配慮した調達に努める。
- ・汚染防止、化学物質管理及び廃棄物処理について、各種法令に基づき、適切に処理する。

6. 安全衛生・品質の確保

- ・安全衛生の確保は、企業経営の根幹であるという認識のもと、役職員一人ひとりが人命の重さを自覚し、労働災害を防止するために、協力会社と一体となって安全衛生管理活動を推進する。
- ・労働関係法令等を遵守し、安全で健全な職場環境を維持する。
- ・お客様に満足いただける高品質な価値とサービスを提供する。

7. 情報セキュリティの確保

- ・事業活動を通じてお預かりした情報資産（お客さまの個人情報や取引情報）を適切かつ安全に管理し、各種脅威から保護することを誠実に努める。
- ・事業活動の記録等の偽造、改ざん及び隠ぺい等を防止する。

8. 社会貢献

- ・事業活動や社会貢献活動を通じて、地域社会の活性化に取り組む。

9. 災害時の対応

- ・平常時より大規模な災害や事故に備え、災害時のリスク管理体制の整備に努める。
- ・大規模な災害や事故等が発生した場合、役職員や関係先の人命救助・安全確保を行い、建設会社として最大限取引先並びに地域の救助・復旧活動に取り組む。